

環福地環発第 2311141 号

令和 5 年 11 月 14 日

一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 東北支部事務局 御中

一般社団法人福島県産業資源循環協会 御中

環境省福島地方環境事務所長

(公 印 省 略)

福島県内の帰還困難区域から発生した金属スクラップの  
盗難品流通防止のための周知について (お願い)

先般、環境省が発注した特定復興再生拠点区域における解体撤去工事において現場から発生した金属くず (金属スクラップ) 等が盗難され、売却したとされる事案が発生しました。福島県内で環境省が行っている解体工事により発生する廃棄物は、事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあることから、国の管理等の下で処理することとなっています。

環境省としては、同様の事案が生じることのないよう、現場管理体制の強化などの再発防止策を徹底してまいります。他方で、貴会傘下の各事業者においては、実施されている事業内容を踏まえると、今回のような福島県内の帰還困難区域から発生し、盗難された金属スクラップが搬入される可能性がございます。

貴会におかれましては、今回のような盗難被害の拡大を防ぐとともに、盗難品の搬入による事業運営等への支障が生じることのないよう、傘下の各事業者に対して、金属スクラップの購入に当たって以下の対策を行っていただきますよう、周知のご協力をよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、弊省担当までご連絡をいただけましたら幸いです。

- 1 金属スクラップの購入時に、本人確認及び記録を確実に行っていただくこと。
- 2 搬入までの経緯、荷姿等の確認を行い、盗難品の疑いがある場合には、警察当局にご連絡いただくこと。

<担当>

環境省福島地方環境事務所環境再生課

担当：川道、岩崎

電話：024-573-0218

環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室

担当：渡邊、押村

電話：03-5521-9093

(以上)